

# 令和5年度 仙台空港就航都市圏からの誘客促進支援事業要領

## 1 趣 旨

仙台空港に就航する都市圏等において本県観光資源の情報発信を強化し、観光客誘致促進を図るため、インフルエンサー及びマスコミ等の本県での取材等活動費の一部について、支援します。

## 2 支援対象となる情報

- (1) 仙台空港就航都市圏等における一般消費者に対し本県への旅行喚起を促す情報とします。
- (2) 使用する写真、動画は申請者又は関係者が著作権を有しているオリジナル作品に限ります。

## 3 支援対象先

SNS において一定程度以上の発信力を有する個人及び国内外のマスコミ企業・団体とします。なお、他の団体等から補助、受託等を受けてるものは支援対象外とします。

## 4 支援内容

- (1) 発信内容等により取材等に係る経費の一部を負担します。なお、負担額について上限の範囲内とします。
- (2) 負担対象となる経費は下記とします。なお、支出証明が可能なものに限りします。
  - ① 旅費交通費
  - ② 宿泊費
  - ③ その他（取材等に係る必要経費）
- (3) SNS、インフルエンサー等の個人を対象とした負担額上限及び発信要件は下記内容とします。なお、個人に対しては謝金として支払います。

### ①負担上限額

対象地域 フォロワー	2地域以上	4地域以上	6地域以上
	1地域の範囲は1市町村単位とする。(仙台市は区単位)		
1万以上	最大2万円	最大4万円	最大6万円
2万以上	最大4万円	最大6万円	
3万以上	最大6万円		

### ②発信要件

- イ 発信とは各 SNS での投稿を示すもの。
- ロ 投稿の回数は問わないものとしますが、対象地域の地域数以上は投稿すること。
- ハ 1投稿については、テーマ性を持った投稿とすること。また、説明文には指定の旅行関連のキーワード等を入れること。

- (4) 国内外のマスコミ企業・団体の負担額上限は発信媒体ごとに下記内容とします。

### 【テレビ番組の場合 100万世帯基準】

放映時間 視聴率	5分以上	10分以上	20分以上
	2%以上	最大5万円	最大10万円
4%以上	最大10万円	最大15万円	
6%以上	最大15万円		

### 【新聞・フリーペーパーの場合】

掲載サイズ 発行部数	A 4 判 1 頁 以上	A 4 判 2 頁 以上	A 4 判 4 頁 以上
2 万部以上	最大 5 万円	最大 1 0 万円	最大 1 5 万円
4 万部以上	最大 1 0 万円	最大 1 5 万円	
6 万部以上	最大 1 5 万円		

【有料情報誌の場合】

掲載サイズ 発行部数	A 4 判 1 頁 以上	A 4 判 2 頁 以上	A 4 判 4 頁 以上
1 万部以上	最大 5 万円	最大 1 0 万円	最大 1 5 万円
2 万部以上	最大 1 0 万円	最大 1 5 万円	
3 万部以上	最大 1 5 万円		

(5) ステルスマーケティング法規制(令和 5 年 10 月 1 日施行)の対象とならない表示とするもの。

## 5 申請等の手続き

### (1) 申請書の提出

申請書（別紙様式 1）に必要事項を記入し、必要書類を添えて（公社）宮城県観光連盟会長（以下「会長」という。）に申請してください。

必要書類については、申請者の確認できるものとして、個人は自動車免許証又は、マイナンバーカードの写し、企業・団体は、任意様式による企業・団体の概要書とします。

### (2) 支援の決定

会長は、申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

### (3) 事業の完了

申請者は情報発信後、報告書（別紙様式 2）に必要事項を記入し、取材経費の支出に係る証拠書類を添えて会長に提出する。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の額の確定を通知します。

### (4) 支援額の支払い

申請者は確定通知を受け、企業・団体は任意様式の請求書で会長に提出する。また個人は、任意様式により、謝金(※)の振込先情報を会長に提出する。

※謝金は源泉徴収額を差し引いた額となります。